

久御山町認知症対応型共同生活介護事業者募集要項

1 公募の趣旨

久御山町では、令和6年3月に策定した久御山町第10次高齢者保健福祉計画（第9期久御山町介護保険事業計画）に基づき、令和8年度に認知症対応型共同生活介護事業所の開設を希望する事業者を募集します。

地域密着型サービスである認知症対応型共同生活介護事業所は、上記計画に基づき久御山町が指定を行うことから、より質の高いサービス提供を確保するため、その整備・運営にふさわしい良質な事業者の参入を求め、募集するものです。

応募される場合は、本要項に基づき申込書類を提出してください。

2 募集する事業所の整備年度・規模

整備年度	日常生活圏域	事業所数	定員
令和8年度	久御山町内全域	1事業所	9人

- ・ 上記事業所を併設で整備しようとする場合は、既設の介護事業所に併設して整備する場合に限り可とします。

3 応募資格

認知症対応型共同生活介護事業所の開設を希望している者で、次の全ての要件を満たしている者に限ります。

- (1) 法人格を有している者。
- (2) 高齢者福祉に高い見識と熱意を有するとともに、今日的な利用者ニーズに合った運営方針を持っていること。
- (3) 久御山町の福祉施策を理解するとともに、本町の高齢者の状況や意向を尊重し、地域福祉の推進と地域交流に積極的であること。
- (4) 地域密着型サービスの趣旨を理解し、事業所の特色を活かして利用者と地域の交流や地域での介護予防活動に積極的に取り組むこと。
- (5) 事業所の整備及び運営に十分な能力及び資力を有すること。
- (6) 介護保険法第78条の2第4項の各号に該当しないこと。
- (7) 国、府及び町税の未納が無いこと。
- (8) 事業者の役員にあつては、次の要件を満たす者とする。
 - ① 名目的なものとならず事業所運営に積極的に参画できる者であること。
 - ② 社会福祉法・老人福祉法・介護保険法等各種法令に違反または趣旨に反する行為を行っていないこと。
- (9) 久御山町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

4 事業所整備の条件

- (1) 法令・基準を遵守し、事業所整備計画を策定すること。
- (2) 事業所設置予定地は、都市計画法上の市街化区域とし、他法令に抵触しない箇所を選定すること。
- (3) 事業所の設計にあたっては、建築基準法、久御山町条例、久御山町開発指導要綱、京都府福祉のまちづくり条例等に基づく開発条件等を遵守し、快適なまちづくりを考慮すること。
- (4) 防火・防災に係る設備設置については、消防署と協議のうえその指示に従うこと。
- (5) 事業所の設備等については、介護保険法、老人福祉法、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の各法令の規定を遵守すること。
- (6) 事業所の整備にあたっては、周辺住民に対し十分な説明を行い、要望に対しては誠実に対応するとともに、地域に開かれた事業所として運営すること。
- (7) 周辺住民に配慮した整備計画とし、本町及び関係機関から指示があった場合には、適切な処理を迅速に行うこと。
- (8) 周辺の景観に調和した外観になるよう配慮すること。
- (9) 整備費用は全額事業者の負担とする。ただし、京都府の補助制度に採択された場合は、当該金額分を久御山町からの補助金として事業者に交付する。

5 事業所運営の条件

- (1) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所としての指定基準を満たし、開設日までに久御山町から事業者指定を受けること。
- (2) 事業所の運営に関しては、介護報酬及び利用者の自己負担により自主運営すること。
- (3) 利用者の豊かな生活をサポートするとともにその安全面には十分配慮すること。
- (4) 長期的に、安定した、質の高いサービスを提供すること。
- (5) 明るく清潔で、住民に親しみやすい開かれた事業所になるように配慮すること。

6 公募等の日程（予定）

- ① 募集要項の発表 令和7年9月16日（火）
- ② 募集要項の配布 令和7年9月16日（火）～
民生部 福祉課窓口で配布（久御山町ホームページ上でも掲載）
- ③ 質問の受付 令和7年9月16日（火）～10月17日（金）
- ④ 応募の受付期間 令和7年11月12日（水）～11月27日（木）
- ⑤ 書類審査・選考 令和7年12月中
- ⑥ 決定通知 令和8年2月中

7 応募書類の提出

(1) 提出先

久御山町島田ミスノ38番地

久御山町役場 民生部 福祉課 包括ケア推進係

電話 075-631-9902又は0774-45-3902

(2) 提出書類

① 提出書類一覧表

② 認知症対応型共同生活介護事業所整備申込書

③ 事業者の概要及び既に開設している事業所に関する資料

ア 事業者の概要

イ 法人登記簿謄本

ウ 定款または寄付行為

エ 役員名簿

オ 運営理念

カ 役員等履歴書（代表者・管理予定者）

キ 財産目録及び決算報告書（最近3年間の決算書類）

ク 納税証明書等

対象となる税

法人税（国税）・法人住民税（府税・町税）・固定資産税（町税）

④ 整備計画概要説明書

⑤ 土地・建物の権利関係が確認できる書類（ア～ウのいずれか）

ア 土地・建物登記簿謄本

イ 借地・借家契約書の写し

ウ 借地・借家に関する合意書の写し

⑥ 地域との連携方法等計画書

⑦ 施設内容

⑧ 計画図面（付近見取図、配置図、立面図、各階平面図及び断面図）

⑨ 建設資金計画

ア 建設資金計画書

イ 借入金償還計画書

ウ 確約書・残高証明書

⑩ 運営方針等計画書

ア 運営方針（全体）

イ 事業別の事業計画

⑪ 職員採用計画

(3) 応募の受付日時

令和7年11月12日(水)から11月27日(木)のうち、土曜日・日曜日及び国民の休日に関する法律に基づく休日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(4) 提出部数等

- ① 原本・写しとも、A4版縦型に綴じてください。
- ② 書類ごとにインデックスを貼ってください。
- ③ 特に指定のない場合には、A4版の用紙を使用してください。
- ④ 審査の都合上、原本のほかに、写しを8部提出してください。

(5) 提出方法

提出書類の確認のため、必ず事業者の担当の方などが持参することとし(郵送は認めない)、提出に際しては、電話予約のうえご来庁ください。

(6) 質疑について

- ① 質疑は別記様式に記入のうえ、FAXまたはEメールで下記へ送信してください。
電話での問い合わせには一切応じられません。
なお、公平を期すため、質問の内容によっては回答できない場合があります。

- ② 質問受付期間 令和7年9月16日(火)～10月17日(金)

- ③ 送信先

久御山町役場 民生部 福祉課 包括ケア推進係

FAX 075-632-5933

E-mail fukushi@town.kumiyama.lg.jp

8 選考

(1) 審査

久御山町認知症対応型共同生活介護事業者選定委員会において、本町の審査基準に基づく審査及び選考を行います。また審査・選考の過程で必要に応じて追加の資料要求または調査・ヒアリングを行う場合があります。なお、ヒアリングについては、当選定委員会にて実施する場合もありますので、その際には事前に日時等を連絡します。

審査内容を踏まえて令和8年度に認知症対応型共同生活介護事業所を開設する指定候補事業者として決定します。なお、審査基準に適合する事業者がないと判断したときは決定を行わないものとします。

(2) 結果発表

申込者全員に直接通知します。

(3) その他

- ・事業所整備方針・運営方針等当該事業全般について、決定後においても本町の指導に応じていただきます。
- ・提出された書類は返却いたしません。

- ・審査及び結果に対する異議には応じられません。

9 その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、決定を取り消すことがあります。
- (2) 応募等に要する一切の費用は、申込者の負担とします。
- (3) 指定候補事業者として決定した場合でも、地域密着型サービス事業者としての指定が確定したものではありません。その後各法令に照らし合わせて、指定基準を満たしていないことが確認されれば、指定できないのでご留意願います。
- (4) 申込書提出以降、選考までにやむを得ない事由で辞退する場合は、辞退理由を明記のうえ、辞退届（任意様式）を提出して下さい。なお、指定候補事業者として決定後の辞退は、本町の高齢者保健福祉計画全体に大きな支障をきたすこととなりますので、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。